【**詳細版＿例**】○○○○○ 規約（会則）

（名称及び事務所）

第１条　本会は、○○○○○と称し、事務所を会長(代表者)宅に置く。

（目的）

第２条　本会は、スポーツ活動又は事業を通じ、社会教育に関する活動を主たる活動とし、地域の発展・振興に貢献するとともに、あわせて会員相互の向上と親睦を図ることを目的とする。

※何を達成するための組織なのか？を明確に記述することによって団体の存在意識を示す重要な部分です。

（活動(事業)の種類）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1) 週○○回(月○○回)の定例活動。

(2) その他、目的達成に必要な活動(事業)。

※団体の目的に沿った本来の活動又は事業内容を記載。使命をもとに、何の活動をしているのか解るようにします。

（会員）

第４条　本会の会員は、日の出町内に在住、在勤または在学するものを中心として、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

（入会）

第５条　会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長(代表者)に提出し、役員会の承認を得るものとする。

（会費）

第６条　会員は、会長(代表者)が指定する期日までに会費を納入しなければならない。

２　金額は、総会において別に定める。

（退会）

第７条　会員は、退会届を会長(代表者)に提出し、任意に退会することができる。

２　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

　(1) 本人が死亡したとき。

　(2) 会費を〇年以上納入しないとき。

（役員）

第８条　本会に次の役員を置く。

　(1) 会長(代表者)１名

(2) 副会長(副代表者)○名

(3) 会計○名

(4) 会計監査○名  
(5) 庶務〇名

※監査は、他の役員との兼任はできません。

２　前項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任は妨げない。

（職務）

第９条　前条に規定する役員の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

　(1) 会長(代表者)は、本会を代表し、その会務を統括する。

　(2) 副会長(副代表者)は、会長(代表者)を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

　(3) 会計は、本会の会計経理を行う。

　(4) 会計監査は、本会の会計経理を監査する。

　(5) 庶務は、本会の庶務一般を行う。

（会議）

第10条　会議は、次の各号に掲げるとおりとし、会長(代表者)が招集するものとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 〇〇〇〇〇会

（総会）

第11条　総会は、会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会の議決事項は、次のとおりとする。

　(1) 会則の変更

　(2) 解散

　(3) 活動(事業)の変更

　(4) 活動(事業)報告及び収支決算

　(5) 役員の選任又は解任

　(6) その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（役員会）

第12条　役員会は、役員をもって構成する。ただし、監査を除く。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（活動(事業)報告書及び決算）

第13条　会長は、毎事業年度終了後〇ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会において承認を得なければならない。

（活動(事業)年度）

第14条　本会の活動(事業)年度は、○月○日から始まり翌年の○月○日に終わる。

（変更）

第15条　この規約(会則)は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。

（補則）

第16条　この規約(会則)に定めるもののほか、必要な事項は、会長(代表者)が別に定める。

附　則

この規約(会則)は、令和○○年○○月○○日から施行する。